

日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日高市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和元年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定保護区域及び保護区域)

第3条 条例第8条第1項の規定により特定保護区域として指定する区域は別表第1に掲げる区域とし、同項の規定により保護区域として指定する区域は別表第2に掲げる区域とする。

(事業届出の様式等)

第4条 条例第10条第1項の規定による届出は、日高市太陽光発電設備設置事業届出書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 確約書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 事業区域等状況調書（様式第4号）
- (4) 地域住民等説明会等報告書（様式第5号）
- (5) 位置図
- (6) 案内図
- (7) 太陽光発電設備の施工図
- (8) 地籍図（字図）
- (9) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (10) 他法令による許認可を受けている場合はその写し
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第10条第2項の規定による変更の届出は、日高市太陽光発電設備設置事業変更届出書（様式第6号）に、前項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付して行うものとする。

3 前2項の規定による届出は、それぞれ正副2通を提出することにより行うものとする。

(同意等の様式)

第5条 市長は、条例第10条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、日高市太陽光発電設備設置事業に対する同意書（様式第7号）又は日高市太陽光発電設備設置事業に対する不同意書（様式第8号）を当該事業者に交付するものとする。

(廃止届出の様式)

第6条 条例第13条第1項の規定による届出は、日高市太陽光発電設備設置事業廃止届出書(様式第9号)により行うものとする。

(地位承継届出の様式)

第7条 条例第14条の規定による届出は、日高市太陽光発電設備設置事業地位承継届出書(様式第10号)により行うものとする。

(身分証明書の様式)

第8条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、日高市太陽光発電設備設置事業立入調査員証(様式第11号)によるものとする。

(指導、助言及び勧告の様式)

第9条 条例第16条第1項の規定による指導又は助言は、日高市太陽光発電設備設置事業指導・助言書(様式第12号)によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による勧告は、日高市太陽光発電設備設置事業勧告書(様式第13号)によるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規定により条例第10条第1項の規定を読み替えて適用する場合においては、同項の規定による届出には第4条第1項第4号に掲げる書類の添付を要しないものとする。

附 則(令和2年12月28日規則第52号)

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月8日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

特定保護区域	根拠法令等
砂防指定地	砂防法(明治30年法律第29号)第2条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項

地すべり防止区域	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項
森林保全区域 観光拠点区域	市の基本構想における森林保全地域及びふれあいゾーンを含む区域（別図のとおり）

別表第2（第3条関係）

保護区域	根拠法令等
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項
農業振興地域内の農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項
河川区域 河川保全区域	河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項
保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項
国立公園（特別地域及び普通地域）	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第33条第1項
重要文化財（建造物その他の土地の定着物と一体のものとして重要文化財に指定された土地を含む。） 周知の埋蔵文化財包蔵地 国指定史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第93条第1項及び第109条第1項
県指定有形文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。） 県指定史跡名勝天然記念物の指定地	埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項
市指定文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）	日高市文化財保護条例（昭和52年条例第15号）第

値を形成している土地を含む。)	4条第1項
不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

備考 この表中の「農業振興地域内の農用地区域」は、太陽光発電設備設置事業（営農型）には適用しない。